

平成24年度インターンシップのお知らせ

四国森林管理局(高知市丸ノ内1-3-30)では、以下のとおりインターンシップを実施致します。ふるってご応募下さい。

1. 目的

四国森林管理局の行政実務に接して頂き、学生の学習意欲を喚起し、高い職業意識を育成するとともに、国有林野事業及び林野行政に対する理解を深めてもらうことを目的としています。

2. 対象者

大学(短期大学含む)、大学院その他の教育研修施設(以下「大学等」という。)の学生のうち、学生が所属する大学等から推薦された学生。

3. 受入部課・期間・内容

7月下旬～8月上旬のうち、1週間の間受入れます。

実習時間は、原則午前8時15分から午後5時00分までです。

実習生受入部課、期間等の詳細については、別紙「**インターンシップ実習生受入部課、期間、人数等について**」をご覧ください。

4. 募集方法等

応募については、各大学等から、学生を推薦して頂きます。(学生個人からの応募は受け付け致しません。)

なお、学生の参加が決定した際には、四国森林管理局と各大学等において、覚書を交わす等の手続を予定しておりますので、推薦に当たっては、各大学等の責任において行ってください。

(1) 学生の方

別紙様式3「平成24年度農林水産省就業体験実習調査表」に必要事項を記入し、大学等の窓口へ提出して下さい。(下記の締切日は、大学が四国森林管理局に応募する締切日であり、学生が大学へ提出する締切日とは異なりますので、ご注意下さい。)

(2) 大学等の担当者の方

学生の応募を取りまとめ、別紙様式2「農林水産省就業体験実習推薦申込書」を作成し、学生が作成した調査表と併せて下記の四国森林管理局担当まで郵送して下さい。

※ 締切日：平成24年6月4日(月)【消印有効】

5. 参加学生決定

平成24年6月中旬までに受入れの可否を各学校あてに連絡します。(事情により遅れる場合もあります。)

6. 農林水産省四国森林管理局インターンシップ制度の概要

(1) 四国森林管理局は、実習生個人毎に指導員を置き、実習生の指導及び助言に当たらせる。

(2) 実習生は、指導員の助言のもとに受入部課における補助的な行政事務に従事する。

(3) 実習生は、実習開始前に服務規律の遵守にかかる誓約をしなければならない。

(4) 実習生は、四国森林管理局における実習活動中に知り得た情報の開示については、指導員の指示に従わなければならない。

(5) 実習生は、実習の成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前に四国森林管理局長の承認を受けなければならない。

(6) 実習生は、実習期間終了の後、実習内容に関する報告書(1000字程度)を作成し、四国森林管理局に提出する。

(7) 四国森林管理局は、実習中、実習生に対し、通勤費、手当、食費及び旅費を支給しない。

(8) 大学等は、実習生に「学生教育研究災害傷害保険」及び「インターンシップ等賠償責任保険」等の保険に加入させ、実習中における関係他者(四国森林管理局、人物、財物等)に対する損害、損傷等により被る法律上の損害賠償を補償する。

応募・問い合わせ先

四国森林管理局総務課

〒780-8528 高知市丸ノ内1-3-30

電話 088-821-2010(直通)

FAX 088-821-4834

E-mail : shikoku_soumu@rinya.maff.go.jp

関係リンク(四国森林管理局以外の実施機関)

農林水産省本省、地方農政局、他の森林管理局においてもインターンシップを実施しております。応募、問い合わせ等は、各機関の窓口へ御願います。

- 農林水産省本省
- 地方農政局(東北・関東・北陸・東海・近畿・中国四国・九州)
- 森林管理局(北海道・東北・関東・中部・近畿中国・四国・九州)